

令和6年4月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和6年6月)

国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > 裁決の閲覧について

裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、令和5年1月から令和6年4月までに言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、平成30年1月から令和6年4月までに言渡しがあったものを閲覧できます。

裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、広島地方海難審判所と門司地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① [貨物船A\(749トン\) 乗揚事件](#)

夜間、岡山県水島港において、航行中のA船が乗り揚げ、船首部船底外板に破口を伴う凹損及び擦過傷を生じた

② [漁船A\(75トン\) 乗揚事件](#)

夜間、長崎県対馬塔ノ鼻南岸の浅所に、航行中のA船が乗り揚げ、船首船底外板に凹損を伴う破口等を生じ、のちに廃船処理された

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(749t) 乗揚事件

(夜間、岡山県水島港において、航行中のA船が乗り揚げ、船首部船底外板に破口を伴う凹損及び擦過傷を生じた)

【海難概要】

夜間、水島港において、A船(749t、6人乗組、スラグ2,300t積載)は、次席一等航海士が単独の船橋当直に就いて、水島港から北海道石狩湾港に向け航行中、細濃地島東岸の干出浜に乗り揚げ、船首部船底外板に破口を伴う凹損及び擦過傷を生じた

《原因等》

次席一等航海士が、夜間、単独の船橋当直中、上濃地島と太濃地島の間に向けて転針する際、船位の確認が不十分で、太濃地島を上濃地島と誤認した

船長が、水島港を出港して同港の港内航路を通航中、自ら操船指揮を執ることなく、次席一等航海士に予定針路を航行するよう指示して当直を引き継ぎ、降橋した

《背景》

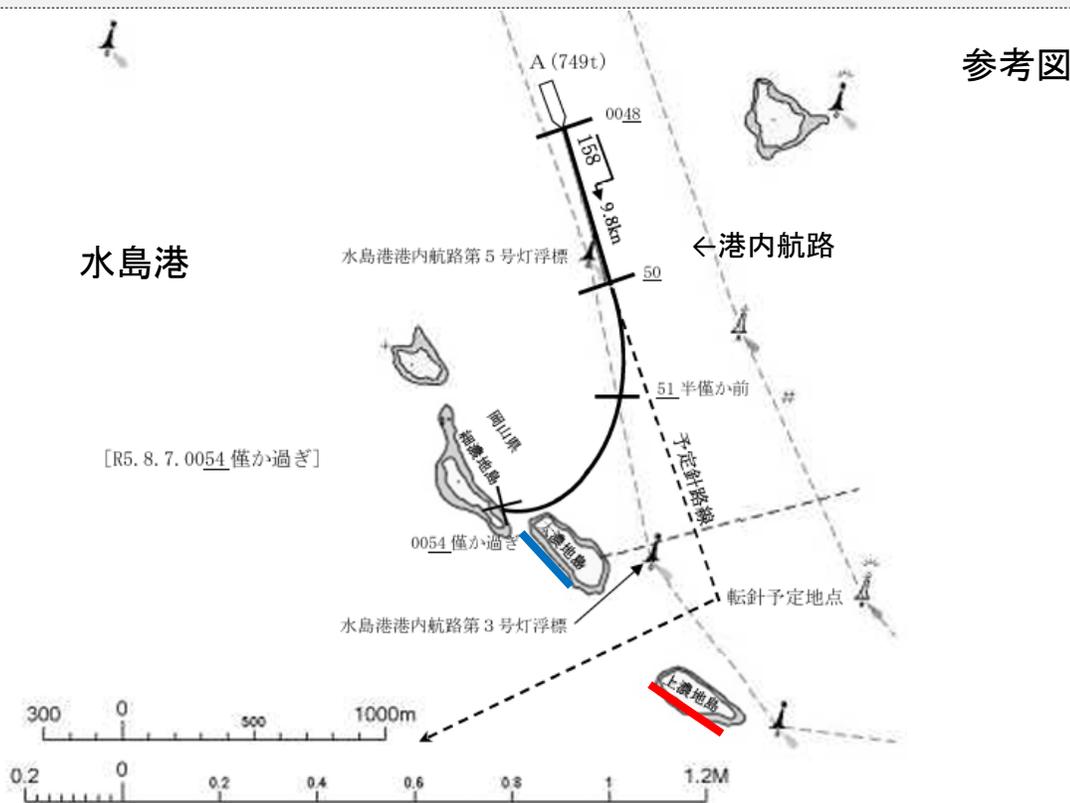
- ・船長は、電子海図システムに予定針路線を入力しているので、次席一等航海士が単独の船橋当直に就いても無難に航行できると思っていた
- ・次席一等航海士は、電子海図システムに加え、GPSプロッター及びレーダー2台を作動させていた
- ・次席一等航海士は、操舵スタンド後方で、小縮尺画面(広い海域を圧縮して一つの画面に収めた)表示とした電子海図システムを見ながら操船に当たっていたので、太濃地島を上濃地島と誤認したが、電子海図システム(や、GPSプロッター)を大縮尺画面(狭い海域を詳しく)表示としたり、作動中のレーダーを近距離レンジにするなどして、船位の確認を十分に行っていれば、太濃地島を上濃地島と誤認していることに気付くことができた

【発生日時】 令和5年8月7日00時54分僅か過ぎ

【発生場所】 岡山県水島港細濃地島東岸の干出浜

【死傷者】 なし

【損傷等】 船首部船底外板に破口を伴う凹損及び擦過傷



【受審人】	《懲戒》
船長 : 四級海技士(航海)	→ 戒告
次席一等航海士 : 五級海技士(航海)	→ 戒告

* 本裁決は、R6.4.17に言い渡されました。
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 漁船A(75トン) 乗揚事件

(夜間、長崎県対馬塔ノ鼻南岸の浅所に、航行中のA船が乗り揚げ、船首船底外板に凹損を伴う破口等を生じた)

【海難概要】

夜間、対馬塔ノ鼻東方沖合において、A船(75トン、9人乗組)は、漂泊予定地点に向け航行中、単独の船橋当直に就いていた船長が、居眠りに陥り、塔ノ鼻南岸の浅所に乗り揚げ、船首部船底外板等に破口等を生じ、のちに廃船処理された

《原因等》

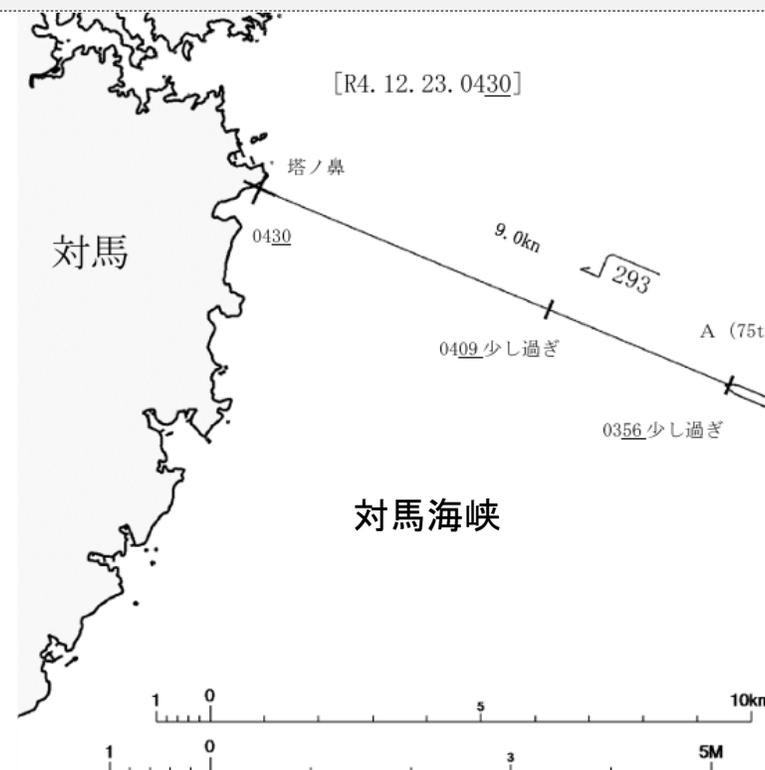
船長が、夜間、単独の船橋当直中、眠気を催した際、
居眠り運航の防止措置が不十分で、居眠りに陥り、塔ノ鼻南岸に向首進行した

[船長は、眠気を催した場合には、甲板員を昇橋させて2人で当直に当たるなど、
居眠り運航の防止を十分にとるべきであった]

《背景》

- ・船長は、漁ろう長を兼務し、連日の操業によって睡眠不足の状態であった
- ・船長は、令和4年12月22日14時40分対馬東方30海里沖合の漁場での操業を中止し、単独の船橋当直に就き、荒天避泊のため、塔ノ鼻東方約1海里沖合の漂泊予定地点に向かい、19時00分に漂泊予定地点に到着して漂泊を始め、西風により東南東方に約4海里圧流されると漂泊予定地点に戻ることを2回繰り返した
- ・船長は、再び西風で圧流されので、12月23日03時56分少し過ぎ、漂泊予定地点に向け発進した
- ・船長は、自動操舵とし、舵輪右舷後方の長椅子に腰を掛けて船橋当直をしていた
- ・船長は、眠気を催したとき、間もなく漂泊予定地点に至るので、居眠りすることはないと思った

- 【発生日時】 令和4年12月23日04時30分
- 【発生場所】 長崎島対馬塔ノ鼻南岸の浅所
- 【死傷者】 なし
- 【損傷等】 船首船底外板に凹損を伴う破口等を生じ、のちに廃船処理された



参考図

[受審人] 船長: 四級海技士(航海) → 《懲戒》 業務停止1か月

* 本裁決は、R6.4.16に言い渡されました。
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい